

●『寛文村々覚書』

尾張藩では明暦年間(1655～1658年)に村勢調査を着手したが、一部『美濃国尾州村々覚』が現存するのみで全容は解らず、寛文年間(1670年前後)に編纂され現存する同書が尾張藩一円の村勢を知る重要な書であり現在でいう国勢調査書の体をなす。また近世初頭の尾張藩の歴史を知る上でも同書は重要な位置を占めている。

原本は尾張藩各郡別に『〇〇郡覚書帳』として作成されており、通常それらをまとめ『寛文村々覚書』と言われ、守山区分は春日井郡の部にまとめられている。

その他同地方の郷土史を知る上で重要な地誌として、尾張藩士樋口好古が著した『尾張徇行記』があるが、石高などは『寛文村々覚書』元としている。

【もくじ】

吉根村	03
下志段味村	04
中志段味村	05
上志段味村	06
大森村	07
小幡村	08
牛牧村	10
大森海道村(大森垣外村)	10
川村	11
大永寺村	12
金屋坊村	13
幸心村	13
守山村	14
瀬古村	16

●難解用語

鮎運上	藩主に上納される鮎・鮎鮓
井組・雨池懸	用水組合・ため池用水
杵・樋杵	灌漑用水の水門、規模の小さい物は樋杵
定井・井堰(井瀬木)	川に堰など造り灌漑用水を取入れる所、小規模な所を堰
伏起(伏し起)	灌漑用水門(杵)の修復工事
入合山(入会地)	定納山など年貢を課せられた山野
井領米	用水・用水敷地の使用料
永符(えいふ)	旱魃・水害などで収穫の出来なくなった田畑
御鷹餌犬伏米	鷹狩用の鷹の餌と使用する犬(鷹犬)の費用
御林(御留山・林)	公用材保持のため伐採を禁止された山林
馬渡ス	飾馬「おまん」と、馬の頭(塔)
海道	街道

給人・給所	知行を分配された上級武士、その在所
蔵入地	藩直轄領
袈裟下	寺院配下の山伏など
鹿垣土居	猪・鹿の侵入を防ぐために作られた土塁や石塁
定納山	年貢を課せられた野山。草肥・飼料・薪炭材などに利用された
除地(じょち・よけち)	年貢、課役など免除された寺社の境内・田畑・屋敷地
水損地・旱地	旱魃・水害など収穫の出来なくなる恐れのある田畑
御茶壺御通	将軍飲用の茶葉を宇治より江戸へ運ぶ大名行列並みの行列
朝鮮人來朝	将軍が代替りしたときなど朝鮮国から派遣された大使節団
夫役	石高に応じた労働の徴収
夫銀・堤銀	石高に応じた賦役を米、金銭で応じるもの
見取場(所)	荒れ地、または開墾された新地。作柄に応じ軽い年貢が軽減された
柳(枯)草代・下草	年貢 堤の柳や枯れ草の採取を許可しそれに対する運上金
山方・野方	村方、町方、浜方に属さない山林・原野

.....

※備前検地

徳川氏の代官頭、伊奈備前守忠次(ただつぐ)(1550～1610年)が実施した検地、元高であらわされる。三河国幡豆郡小島(現愛知県西尾市)の出身。家康に仕え三河・遠江・駿河の治水、土木、開墾、検地等を行い、1608年(慶長13)に尾張を検地した。その後家康の関東移封に伴い関東郡代となり幕府直轄地関八州の治水、検地、街道整備など実施。地方行財政に力を発揮した。

※『郡村徇行記(ぐんそんじゅんこうき)』

同書を著した樋口好古(よしふる)(1750～1826年)は25歳の時、勘定方並手代として召し抱えられ後、地方吟味役頭取など経て書物奉行に就任。尾張藩の農政担当者として人望もあり、1792年(寛政4)春～1822(文政5)春まで、30(31)年にわたって尾張一円から美濃国・近江国を巡検して著した地誌。全38(39)巻と言われる同書は『寛文村々覚書』同様江戸時代後期の各村々を知るための基本資料とされている。

※概高(ならしだか)・今高・四ツ(免)ならし

今高とも言い、1645年(正保2)に尾張藩が実施した「四つならし」による石高。元高に対し過去10ヶ年平均年貢納高が元高の四ツ免(税率40%)に対応するように修正した石高。諸色等実勢に合わせるため概高は元高より多くなった。この四ツ免も時代が下り天明以後では三ツ免位となり、藩の収入は相対的に減少し武士は諸色(物価)高の中で米価安に見舞われ困窮していった。免(めん)：石高に対する徴税率

吉根村

元高 三百七拾九石七斗六升老合

- 一 概高 四百三拾八石三斗八升貳合 山田庄 吉根村
田畑三拾老町六反五畝貳拾六歩
内 田方拾八町老反五畝貳拾貳歩
畑方拾三町五反四歩 雨池懸リ

元高 貳石四斗七升貳合

- 一 概高 老石八斗老升八合 同所 新田
- 一 畑方老反五畝拾九歩 同所見取新田、山方へ納ル。
- 一 松山百九拾貳町 下苧年貢米、山方へ納。
内 河原山 くらほね山 太鼓かね山
- 一 松山三拾六町 平子御林
- 一 家 数 三拾九軒
- 一 人 数 貳百八拾人
内 男百五拾人 女百三拾人
馬 拾五疋

御領高之外

- 一 元高 三拾貳石七斗老升六合 龍泉寺観音領 同村之内 たらゝか池
田畑四町三反八畝歩
内 田方老町六反五畝八歩
畑方貳町五反貳畝貳拾貳歩
右、源敬様御黒印・当御黒印、其外、伊奈備前守・彦坂九兵衛・中野七蔵証文有之。
- 一 龍泉寺観音堂 地内 松山之内也。
松山拾貳町 観音山
観音別当 天台宗 野田密蔵院末寺 松洞山龍泉寺
右祭礼、毎年五月拾八日ニ方々より馬渡ス。
- 一 家 数 六軒
- 一 人 数 三拾四人
内 男拾六人 女拾八人 観音領分
- 一 禅 宗 大永寺村大永寺末寺 興福山観音寺
寺内老反老畝貳拾老歩 備前検除
- 一 社三ヶ所 内 八幡 神明 山之神
社内五反貳畝拾貳歩 前々除
- 一 雨池六ヶ所 公儀より修覆。
内 柳洞池 木持沢池 武兵池 濁池
釜池上下 北洞池

- 一 土橋弐ヶ所 百姓自分ニ懸ル。
- 一 玉野川筋、当村堤弐百七拾間、定光寺道九百間、道作り人足出ス。
- 一 御上洛・朝鮮人来朝・御茶壺御通之時、人馬出ス。
- 一 夫銀・堤銀・御鷹餌代米、御定之通、出ス。
但、寺領分、夫銀ハ不出。
- 一 年貢米 馬付。
- 一 吉根村より道法 なごやへ三里 小牧へ三里 上水野へ弐里
外に
松林四町 給人自分株

下志談味村

- 元高 弐百四拾六石八斗
- 一 概高 三百五拾三石弐斗六升七合 山田庄 下志談味村
田畑拾九町四反弐拾九歩
内 田方拾五町七畝弐拾四歩 出水懸リ 旱損所
畑方四町三反三畝五歩
- 概後 一 高四石弐斗六升五合 明暦弐申 同所新田
田畑五反弐畝七歩
内 田方弐反四畝七歩 同 水懸リ
畑方弐反八畝歩
- 同 一 高拾五石六斗六升 寛文四辰 同所 新田
田畑弐町壹反三畝弐拾三歩
内 田方五反六歩 出水懸リ
畑方壹町六反三畝拾七歩
- 一 畑方六反壹畝歩 同所見取新田
- 一 松山三拾六町 鹿山、下荇年貢、山方へ納ル。
内 中原山 こくこみ山 東善寺山
- 一 家 数 四拾四軒
- 一 人 数 弐百三拾九人
内 男百三拾四人 女百五人
馬 弐拾八疋
- 一 土橋六ヶ所
内 三ヶ所 杭木、公儀より、かけ人足 百姓出ス。
三ヶ所 百姓自分ニ懸ル。
- 一 社弐ヶ所 中したみ村祢宜 市太夫持分
内 八幡 山之神 社内弐畝五歩 前々除
- 一 池田川筋、村より西に有、鮎の運上銀出ス。
- 一 鹿垣土居七百八拾間、杭木・竹、公儀より渡ル。縄網ハ百姓自分。

- 一 御門松届ヶ、人馬出ス。
- 一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出ス。
- 一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出ス。
- 一 年貢米 馬付。
- 一 下志段味村より道法 なごやへ三里半 水野へ壱里

中志段味村

- 元高 式百七拾壺石四斗四合
- 一 概高 式百五拾八石五斗六升五合 山田庄 中志段味村
 - 田畑式拾貳町貳反七畝式拾貳歩
 - 内 田方拾七町壺畝式拾九歩
 - 畑方五町貳反五畝式拾三歩 出水懸リ
- 元高 壺斗四升貳合
 - 一 概高 壺斗七升貳合 同所 新田
 - 畑方三畝拾六歩
 - 一 高壺石三斗五升 明曆貳申 同所 新田
 - 田方壺反三畝拾五歩
 - 一 高式石九斗五升貳合 寛文四辰 同所 新田
 - 田方三反貳畝式拾四歩
- 一 松山三拾六町 鹿山、下荇年貢、山方へ納ル。
 - 内 前山 諏訪の原山
- 一 家 数 式拾三軒
- 一 人 数 百貳拾八人
 - 内 男七拾貳人 女五拾六人
- 馬 拾六疋
- 一 社四ヶ所 内 諏訪明神 権現 山之神両社
 - 社内四反五畝歩 前々除 当所祢宜 市太夫持分
- 一 土橋三ヶ所
 - 内 壺ヶ所 杭木、公儀より渡ル。かけ人足百姓出ス。
 - 式ヶ所 百姓自分ニ懸ル。
- 一 池田川筋、村より西ニ有、鮎の運上銀出ス。
- 一 鹿垣土居七百五拾間 杭木竹、公儀より渡ル。縄網ハ百姓自分。
- 一 正月御城中御飾之藪かうじ・根引小松、当村より出ス。
- 一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出ス。
- 一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出ス。
- 一 年貢米 馬付。
- 一 中志段見(マヽ)村より道法 名古屋へ三里半 水野へ壺里

- 元高 四百四拾七石三斗八升八合
- 一 概高 五百七拾七石四斗八升 山田庄 上志談味村
 田畑三拾六町七反九畝貳拾七歩
 内 田方三拾町貳反貳畝拾歩 雨池・谷川懸リ 旱損所
 畑方六町五反七畝拾七歩
- 元高 三石三斗三升九合
- 一 概高 三石壹斗四合 同所 新田
 田畑三反壹畝歩
 内 田方貳反六畝拾七歩 同 井懸リ
 畑方四畝拾三歩
- 一 田畑三町四反七畝歩 同所見取 新田
 内 田方壹町八反七畝歩
 畑方壹町六反歩
- 一 松山五拾貳町 鹿山、下苅年貢山方へ納ル。
 内 地藏ヶ根山 大久手山 猿子山
- 一 東谷御林山九拾町 水野・上志段見、立合。
- 一 家 数 四拾八軒
- 一 人 数 貳百八拾貳人
 内 男百六拾人 女百貳拾貳人
- 馬 貳拾六疋
- 一 禅 宗 赤津村雲興寺末寺 長昌山久岑寺
 寺内年貢地 外ニ松山壹反五畝歩 前々除
- 一 社三ヶ所 内 勝手明神 山之神 大明神 中志たみ村祢宜 市太夫持分
 社内壹反九畝歩 前々除
- 一 雨池四ヶ所 内 大くて池 馬船池 新池 白鳥池 公儀より修覆。
- 一 定井壹ヶ所 松木、公儀より渡ル、人足ハ百姓自分ニ出ル。
- 一 土橋七ヶ所
 内 貳ヶ所 杭木、公儀より渡ル、かけ人足百姓出ス。
 五ヶ所 百姓自分ニ懸ル。
- 一 池田川筋、村より西に有、鮎の運上銀出ス。
- 一 鹿垣土居九百六拾間 杭木、公儀より渡ル。縄網ハ百姓自分
- 一 正月御城中御飾之藪かうじ・根引小松、当村山より出ス。
 御門松届ヶ、人馬出ス
- 一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出ス。
- 一 夫銀・堤銀・御鷹餌代米、御定之通、出ス。
- 一 年貢米 馬付。
- 一 上志段味村より道法 名古屋へ四里 水野へ一里

元高 千五拾八石四斗五升貳合

一 概高 千四百四拾三石三斗貳升七合 山田庄 大森村

田畑八拾貳町九反貳拾三歩

内 田方六拾九町八畝拾三歩

方拾三町八反貳畝拾歩

矢田川 雨池 掛リ

一 永符拾五町七反余 河原、并荒地

一 松山貳拾七町 下苧年貢、山方へ納ル。

内 長根山 二子山 から沢山

一 白山御林山貳拾三町 印場・稲葉・大森三ヶ村立合。

内 寺山 向山 原山

一 平子御林山五百五拾五町 吉根・印場・大森・新居・志段味・三郷七ヶ村立合。

内 大こがね山 菅迫間山 大かけうなぎ洞山

井ノ洞山 あき通山 中原山

かやか入山 吉田山 長迫間山 茶磨山

一 御林山七拾九町 稲葉・印場・猪子石・大森 四ヶ村立合。

内 高とい山 向山 原山 赤原山

一 家 数 百貳拾七軒

一 人 数 八百八拾人

内 男四百九拾三人 女三百八拾七人

馬 七拾九疋

御領地之内、新田起方

一 元高 貳百石 浄土宗 京知恩院末寺 (興旧山)古休山大森寺領

寺内貳町五反歩

外ニ松山八町

当(光友)御黒印有之。

右寺領之内

高八拾壺石六斗八升三合 大森村新田四ヶ所ニ而渡ル。

田畑拾三町九反六畝壺歩

内 田方五町七反貳畝貳拾歩

畑方八町貳反三畝拾壺歩

高百拾八石三斗壺升七合 新居村新田三ヶ所ニ而渡ル。

田畑拾五町貳反四畝拾壺歩

内 田方拾壺町五反六歩

畑方三町七反四畝五歩

一 禪 宗 赤津村雲興寺末寺 普季山正法寺

寺内壺反六畝拾壺歩 備前検除

一 薬師堂二字 地内年貢地 堂守 当村 了悦念西

一 社六ヶ所 内 大明神 八幡 山神四ヶ所 当村祢宜 四郎太夫持分

社内壹反六畝貳拾歩 前々除 備前檢除
外ニ 右大明神へ 田壹反歩
祢宜屋敷五畝歩

- 一 雨池五ヶ所 公儀より修覆。
内 長迫間池 井戸金池 大泊池上下 長迫間留池
- 一 井瀬木八ヶ所 松木ハ公儀より、人足ハ百姓自分ニ出ル。
- 一 桶杵六腹・指樋三腹 公儀杵、伏起、百姓自分人足。
- 一 土橋拾壹ヶ所 松木ハ公儀より、懸人足、百姓出ス。
- 一 米五斗程 井領米出ス。
- 一 矢田川筋、当村堤九百六拾七間、水野海道九百六拾間道作り人足出ス。
吉利支丹制札有。
- 一 古城跡貳ヶ所 先年の城主不知、今ハ畑ニ成ル。
- 一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出ス。
- 一 夫銀・堤銀・御鷹餌代米、御定之通、出ス。
- 一 年貢米 馬付。
- 一 大森村より道法 なごやへ貳里半 水野へ三里

小幡村

元高 千貳百六拾五石三斗五升

- 一 概高 千三百三拾九石四斗五升 山田庄 小幡村
田畑百三町三反六畝貳拾五歩
内 田方八拾六町八歩 矢田川 雨池 掛リ
畑方拾七町三反六畝拾七歩

元高八石四斗貳升

- 一 概高 八石壹斗貳升五合 同所 新田
概後 一 高七石九斗貳升 慶安三寅 同所 新田
田畑壹町七畝拾貳歩
内 田方六反拾貳歩 同 井懸リ
畑方四反七畝歩
- 同 一 高拾貳石八斗壹合 明曆貳申 同所 新田
田畑壹町七反五畝貳拾七歩
内 田方九反貳畝拾貳歩 同 井懸リ
畑方八反三畝拾五歩
- 一 田畑四町貳反九畝壹歩
内 田方壹町壹反貳畝拾六歩 同所 見取新田
畑方三町六反拾五歩
- 一 永符三町 芝野
- 一 松山拾三町六反九畝七歩 下苧年貢、山方へ納ル。

- 内 牛牧村・川村・小幡村入合。
- 一 松竹植込御留山 拾町
 - 一 家 数 七拾三軒
 - 一 人 数 五百七拾壺人
 - 内 男貳百八拾九人 女貳百八拾貳人
 - 馬 貳拾七疋
 - 一 浄土宗 なごや西蓮寺末寺 西法山浄土院
 - 寺内壺町歩 備前検除
 - 一 禅 宗 京東福寺末寺 栄松山長慶寺
 - 寺内四反貳畝歩 備前検除
 - 一 新宮薬師堂一字 地内五畝歩 前々除 長慶寺持分
 - 一 社拾貳ヶ所 社内三町四反三畝貳拾壺歩
 - 内 壺町貳反五畝貳歩 備前検除
 - 貳町壺反八畝拾九歩 前々除
 - 内 白山 社内壺反壺畝歩 前々除
 - 内山永久寺袈裟下 当村山伏 大徳院持分
 - 諏訪明神 社内壺町貳反三畝拾五歩 前々除
 - 吉根村 龍泉寺持分
 - 愛宕 社内壺町貳反五畝貳歩 備前検除
 - 江州飯道寺梅本袈裟下 当村山伏 文殊院持分
 - 富士浅間 社内壺反貳畝歩 前々除 当村 六兵衛支配
 - 神明・山神七ヶ所 社内七反貳畝四歩 前々除 支配人なし。
 - 一 雨池四ヶ所
 - 内 岩穴池 平池 上池 下池 公儀より修覆。
 - 一 井瀬木五ヶ所 御蔵入・給人立合。
 - 内 長田井 中井 向井 太田井 千代田井
 - 一 桶杵六腹・指杵貳腹 御蔵入・給所立合、伏起、百姓自分
 - 一 土橋壺ヶ所 杭木公儀より、懸人足百姓自分。
 - 一 古城跡壺ヶ所 東西百拾間・南北六拾間
 - 此城、大永年中ニ岡田与七郎取立、其後、織田源次郎三代居城之由、今ハ畑ニ成。
 - 一 岡田助右衛門、其子長門守、当村生所之由。干今岡田と云田所之名有、岡田豊前守も此先祖之由也。
 - 一 矢田川筋、当村堤千四百七間、水野海道千八百間、道作り人足出ス。
 - 一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出ス。
 - 一 夫銀・堤銀・御鷹餌代米、御定之通、出ス。
 - 一 年貢米 馬付。
 - 一 小幡村より道法 なごやへ貳里 大森へ貳拾町
 - 外
 - 一 松山貳百三拾八町貳反六畝貳拾三歩
 - 是ハ御家中、并寺方下屋敷松林ニ渡ル。